

## 4月から 後期高齢者医療制度が始まります

問合せ  
住民課医療G  
内線137

老人医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい制度とするために、75歳以上の高齢者を対象に、その心身の特性や生活実態などを踏まえて、新たな高齢者医療制度が創設されることになりました。

これまで、75歳（一定の障害があると認定されたかたは65歳）以上のかたは国民健康保険や会社の健康保険などの医療保険制度に加入しながら、「老人保健制度」で医療を受けていましたが、平成20年4月からは、これまで加入していた医療保険制度を抜けて、新たに独立した「後期高齢者医療制度」に加入し、医療を受けることになります。

### 会社の健康保険などの被扶養者だったかたも対象になります

75歳（一定の障害があると認定されたかたは65歳）以上のかたはすべて、お住まいの市町村が加入している広域連合の運営する後期高齢者医療制度の被保険者となります。これまで国民健康保険や会社の健康保険などの被保険者だったかたはもちろん、会社の健康保険や共済組合の被扶養者だったかたも後期高齢者医療制度の被保険者となります。

### 65歳から74歳までのかたで、障害等により老人保健をお持ちのかたへ

65歳から74歳までのかたで、一定以上の障害等により老人保健をお持ちのかたは、原則、平成20年4月1日から75歳以上のかたと同様に後期高齢者医療制度に移行します。

後期高齢者医療になると、現在加入中の保険（国民健康保険または社会保険など）から抜けて、後期高齢者医療保険に加入することになります。ただし、届け出により後期高齢者医療保険に加入せずに、現在の健康保険に引き続き加入していただくことも可能です。後期高齢者医療保険へ加入されない場合は、住民課医療Gまで届出をお願いします。

なお、後期高齢者医療保険に加入されない場合、保険診療の自己負担額の助成制度（従来の福祉給付金、4月からは後期高齢者福祉医療）が受けられませんので、ご注意ください。

### 新しい保険証が交付されます

後期高齢者医療制度の被保険者には、新しい保険証が一人に1枚交付されます。

保険証には自己負担割合が記載されていますので、お医者さんにかかるときは窓口で提示してください。

なお、これまでの保険証と老人保健の医療受給者証は使えなくなります。新しい保険証が4月になっても届かない場合は、住民課医療Gへご連絡ください。



## ●後期高齢者医療制度の給付●

後期高齢者医療制度では、被保険者のみなさんが病気やけがでお医者さんにかかったときの医療費など、下記のような給付が受けられます。

#### ●病気やけがの診療を受けたとき（療養の給付）

病気やけがでお医者さんにかかるときは、かかった医療費の1割負担（現役並み所得者は3割負担）で受診できます。

#### ●入院したときの食事代（入院時食事療養費の支給）

入院したときは、食事代のうち1食分として定められた費用を負担していただきます。

#### ●療養病床に入院したときの食費・居住費（入院時生活療養費の支給）

療養病床に入院したときは、定められた1食当たりの食費と1日当たりの居住費を負担していただきます。

#### ●いったん全額自己負担したとき（療養費の支給）

急病などで保険証を持たずにお医者さんにかかったときや、コルセットなどの医療用具を購入したときなどは、いったん全額自己負担しますが、あとから申請して認められると自己負担分以外が療養費として支給されます。

#### ●1か月に支払った自己負担が高額になったとき（高額療養費の支給）

1か月に支払った医療費の自己負担が定められた限度額を超えた場合は、申請して認められると限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

ただし、入院したときの自己負担は、限度額までの支払いで済みます。

#### ●高額医療・高額介護合算制度

介護サービスの利用料と医療費の自己負担の合算が高額になったとき（年額）は、設定された限度額を超えた分が支給されます。

#### ●訪問看護サービスを受けたとき（訪問看護療養費の支給）

主治医の指示で訪問看護を利用したときは、1割の自己負担（現役並み所得者は3割負担）となります。

#### ●緊急の入院や転院で移送が必要になったとき（移送費の支給）

やむをえない理由でお医者さんが認めた入院、転院などで移送の費用がかかったとき、移送費が支給されます。

#### ●保険外の療養を受けたとき（保険外併用療養費の支給）

保険が適用されない、厚生労働大臣が定める先進医療などの療養を受けるとき、一定の条件を満たした療養であれば、一般的な診療部分（診察・検査・投薬・入院など）は自己負担分を除き保険外併用療養費として広域連合が負担します。

#### ●被保険者のかたが亡くなったとき（葬祭費の支給）

被保険者のかたが亡くなったときは、葬祭執行者のかたに対して葬祭費が5万円支給されます。

#### ●災害で被害を受けたとき（一部負担金免除）

地震や台風などの災害で被害を受けたときは、一部負担金の支払いが免除される制度があります。

## ●後期高齢者医療制度の保険料●

### 保険料は被保険者全員が納めます

後期高齢者医療制度の保険料は被保険者一人ひとりが納めます。これまで保険料を納付していなかった会社の健康保険などの被扶養者だったかたも、75歳（一定の障害があると認められたかたは65歳）になると、原則として保険料を納めることになります。

保険料額は、制度を運営している後期高齢者医療広域連合（都道府県単位で市区町村が加入）が、年度ごとに決定します。

### 保険料はこのように決まります

保険料は被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。

#### ●保険料の決まりかた



- \* 均等割額と所得割率は2年ごとに各広域連合で見直されます。
- \* 老齢基礎年金や厚生年金などの公的年金収入だけの被保険者については、収入額が153万円以下の場合には所得割が課されません。
- \* 均等割額は被保険者全員に定額で課されますが、所得の低いかたなどについては減額措置があります。
- \* 保険料の賦課限度額は、被保険者一人当たり年50万円です。

### こんなとき保険料の減免を受けることができます

次のいずれかに該当し、保険料の納付が困難なかたは、保険料の減免が認められる場合があります。

- 災害により、住宅や資産に著しい損害を受けた場合
  - 事業の廃止、失業等により収入が著しく減少した場合
- \* 減免には申請が必要となりますので、詳しくは住民課医療Gへお問い合わせください。

### こんなとき保険料が減額されることがあります

#### ●所得の少ないかた

保険料の「均等割額」が世帯の所得水準によって7割、5割、2割減額されます。

減額割合	世帯の総所得金額等の合計が下記のかたが対象になります
7割減額	基礎控除額(33万円) 以下の世帯
5割減額	基礎控除額(33万円)を超え 基礎控除額(33万円)+24.5万円×世帯の被保険者数(世帯主は除く) 以下の世帯
2割減額	基礎控除額(33万円)を超え 基礎控除額(33万円)+35万円×世帯の被保険者数 以下の世帯

- \* 基礎控除額は、税制改正などで変わることがあります。
- \* 世帯主のかたと、被保険者のかたの所得の合計額によって減額判定を行います。

#### ●会社の健康保険などの被扶養者だったかた

平成20年4月から9月までの半年間は保険料が徴収されません。平成20年10月から納めることとなりますが、平成21年3月までの半年間は均等割額が9割減額されます（所得割は課されません）。また、被保険者になった月から数えて2年間は均等割額が5割減額されます（所得割は課されません）。

#### 対象になるかた

- ・ 制度施行日の前日に、会社の健康保険などの被扶養者だったかた
- ・ 制度施行後に75歳になって資格を得た日の前日に、会社の健康保険などの被扶養者だったかた

### 保険料の納めかた

保険料の納めかたは年金額によって変わります。年額18万円以上の年金を受け、介護保険料との合計額が年金額の2分の1以下のかたは、原則として年金から保険料があらかじめ天引きされます（特別徴収）。それ以外のかたは、口座振替や納付書で個別に納めます（普通徴収）。

#### 年金から天引き（特別徴収）

対象となるかた 年金が年額18万円以上のかた

\* 介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える場合は除く

納めかた 年6回の年金定期払いのときに、年金の受給額から保険料があらかじめ天引きされます。

仮徴収			本徴収		
4月(1期)	6月(2期)	8月(3期)	10月(4期)	12月(5期)	2月(6期)

- 前年の所得が確定するまでは仮算定された保険料を納め（仮徴収）、確定後は年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を3期に分けて納めます（本徴収）。

#### 口座振替や納付書で納付（普通徴収）

対象となるかた

- ・ 年金が年額18万円未満のかた
  - ・ 介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超えるかた
- \* 加入時に会社の健康保険などの被保険者本人であったかたも平成20年4月から9月までは普通徴収の対象になり、10月からは特別徴収となります。

納めかた 口座振替かまたは町から送られてくる納付書で、納期内に指定された金融機関で納めます。

#### ●口座振替を利用しましょう

保険料の納め忘れがなく、納めに行く手間も省けて安心・便利な口座振替をぜひご利用ください。役場または指定の金融機関でお申し込みください。

持ち物 保険料の納付書、預金通帳、通帳の届け出印

## 4月から 精神障害者医療費助成が変わります

問合せ  
住民課医療G  
内線137

精神障害者保健福祉手帳1・2級のかたの入院（全疾病）医療費の助成が、1/2から全額に変わります。また、幸田町内在住1年以上のかた（老人保健医療受給者は除く）が助成対象でしたが、町内在住であれば対象になります。

医療の種類	助成内容		対象者	
	改正前（平成20年3月末まで）	改正後（平成20年4月以降）		
入院	全疾病	医療費自己負担額の償還払い（*）による1/2の助成	医療費自己負担額の全額助成（窓口負担なし）	精神障害者保健福祉手帳1・2級のかた
	精神のみ（自立支援医療該当）	医療費自己負担額の償還払いによる1/2の助成	同左	

なお、通院については変更ありません。

\*償還払い：申請書（医療機関の証明必要）、領収書、受給者証、保険証、印鑑、口座がわかるもの（ゆうちょ銀行以外）、給付決定通知書（保険者から）を持って申請してください。

## 4月から 後期高齢者福祉医療制度が始まります

問合せ  
住民課医療G  
内線137

後期高齢者医療制度のスタートにあわせて「後期高齢者福祉医療制度」が始まります。これは、従来の福祉給付金制度に変わる制度で内容は次のとおりです。

名称	これまでの制度 福祉給付金	平成20年4月からの制度 後期高齢者福祉医療
対象者	老人保健または老人医療対象者で下記の①～⑥に該当する者	後期高齢者医療の被保険者で下記の①～⑥に該当する者
助成方法	医療機関等の窓口で医療費を負担し、「福祉給付金支払証明書」に支払った金額を記入してもらい、その「福祉給付金支払証明書」を申請書に添付して支給申請をすれば、医療費の自己負担分が支給されます。	「後期高齢者福祉医療費受給者証」を医療機関等の窓口で提示していただくことにより、窓口負担分（保険外は除く）が助成されます。（ただし、精神障害者手帳の3級または自立支援医療受給者証をお持ちのかたについては精神疾患のみ） なお、精神障害者手帳の3級または自立支援医療受給者証をお持ちのかたの入院分については、今までどおり、医療機関等で医療費の窓口負担分をお支払い後、申請により該当する医療費の自己負担分を支給します。

◆ご注意ください！！

- 平成20年2・3月診療分については「福祉給付金」として助成されます。支給申請が必要ですので忘れずにお手続きください。
- 後期高齢者医療保険に加入しているかたが対象となります。  
現在、65歳から74歳までのかたで、一定以上の障害等により老人保健をお持ちのかたは、原則、75歳以上のかたと同様に後期高齢者医療制度に移行します。ただし、届け出により後期高齢者医療保険に加入せずに、現在加入中の健康保険に引き続き加入していただくことも可能ですが、後期高齢者医療保険に加入しない場合、医療費の助成が受けられません。（障害者医療・精神障害者医療は受けられません）
- 後期高齢者福祉医療の対象になるかたで、申請が済んでいないかたは、忘れずにお手続きください。

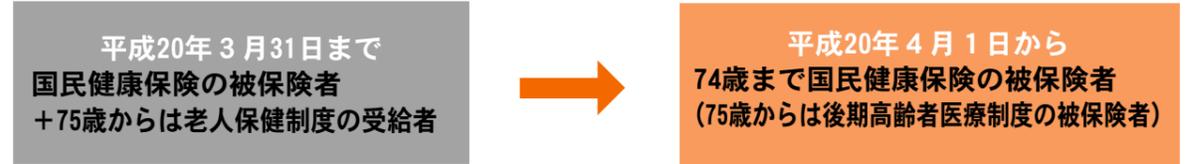
## 4月から 国民健康保険が変わります

問合せ  
住民課国保年金G  
内線135

### 加入資格が74歳までとなります

75歳の以上のかたは、国民健康保険に加入したまま老人保健医療を受けてきましたが、平成20年4月から後期高齢者医療制度へ移行するため、国民健康保険の被保険者ではなくなります。

これに伴う新しい保険証は、3月中に配達記録で郵送します。



### 70歳以上で「現役並み所得者」以外のかたの負担割合上げが1年間凍結されます

70歳以上の現役並み所得者（3割負担）以外のかたは、病院の窓口での自己負担が1割から2割に引き上げられることになりましたが、この見直しは、平成21年3月までの1年間は凍結されます。

この凍結に伴う新しい高齢受給者証は、3月中に配達記録で郵送します。



### 療養病床入院時の食費・居住費負担の対象が65歳以上になります

70歳以上のかたが療養病床に入院するとき、食費と居住費を自己負担しますが、その対象年齢が引き下げられます。



### 退職者医療制度の対象が65歳未満になります

会社などを退職して国民健康保険に加入されたかたで、一定要件を満たしたかたとその被扶養者のかたは、75歳になるまで退職者医療制度の対象でしたが、その対象年齢が引き下げられます。

これに伴い対象外となる65歳以上のかたへは、新しい保険証などを3月中に配達記録で郵送します。



### 特定健康診査・特定保健指導が始まります

40歳から74歳までのかたを対象に、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）対策を盛り込んだ新しい健診制度が始まります。対象となる国民健康保険の被保険者のかたには、住民健診など幸田町が実施する健診を受診していただき、その結果、メタボリックシンドロームの該当者または予備群と判定されたかたには、生活習慣の改善などを支援させていただきます。

## 平成19年 火災・救急出場件数

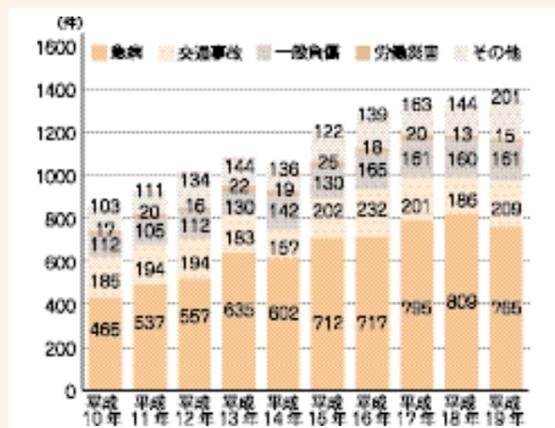
### ●平成19年救急出場件数

平成19年の救急出場件数は1,351件で、昨年より39件も多くなっています。

1日に平均すると3.7件にもなります。

件数が多くなり、救急車出動が重なることも多く、重症患者に十分な対応が出来なくなる事態も起きています。今後とも救急車の適正利用にご協力ください。

問合せ 消防署 ☎63-0119

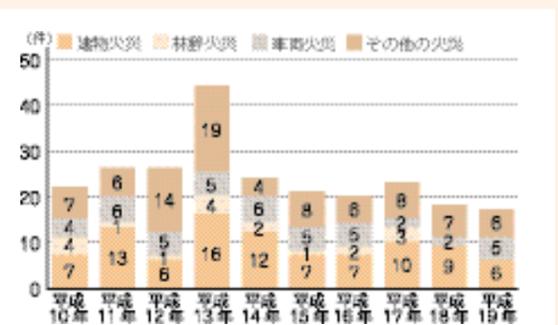


### ●平成19年火災件数

平成19年に発生した火災は、建物6件、車両5件、その他6件の合計17件で、損害額は3,385万円でした。前年より火災件数で1件、損害額で約6,500万円減少です。原因別では、放火、放火の疑い、排気管および火入れがそれぞれ2件となっています。

放火をされない環境を作るとともに、火気の取り扱いには十分注意し、火を使用しているときはその場を離れないようにしましょう。もし、火災を発見しましたら、一刻も早い通報をお願いします。

問合せ 消防本部 予防防災G ☎63-0119



## 毎月の相談

### ●行政相談 (電話相談可)

とき 毎月第3水曜日 午前9時～正午  
 ところ 福祉サービスセンター  
 問合せ 総務防災課法規庶務G(内線325)  
 \*電話相談の場合は、安藤茂氏  
 (☎62-4674)へ。

### ●人権相談

とき 毎月第1水曜日 午前9時～正午  
 ところ 福祉サービスセンター  
 問合せ 住民課戸籍G(内線131)

### ●消費生活相談

とき 毎週月～金曜日 午前9時～午後4時30分

ところ 西三河県民生活プラザ

問合せ 西三河県民生活プラザ  
 ☎27-0999

### ●無料法律相談 (予約制)

とき 毎月第2木曜日 午後1時～3時  
 ところ 役場3階301会議室  
 問合せ 住民課戸籍G(内線131)

### ●司法書士法律困りごと相談 (予約制)

とき 毎月第3水曜日 午後1時～4時  
 ところ 福祉サービスセンター  
 問合せ 社会福祉協議会 ☎62-7171

### ●建築無料相談

とき 毎月第2・4水曜日 午後1時～4時  
 ところ 役場4階401会議室

問合せ 都市計画課建築G(内線232)

### ●心配ごとお気軽相談 (電話相談可)

とき 毎週水曜日 午前9時～正午  
 ところ 福祉サービスセンター  
 問合せ 福祉課福祉G(内線151)

### ●教育相談

とき 毎週火～金曜日 午前10時～午後6時  
 ところ 中央公民館教育相談室  
 問合せ TEL・FAX63-1188  
 Eメール soudan@sk2.aitai.ne.jp

### ●女性相談

とき 毎月第4水曜日 午前10時～午後4時  
 ところ 福祉サービスセンター  
 問合せ 福祉課福祉G(内線151)

### ●母子家庭相談 (電話相談可)

とき 毎月第2木曜日 午前10時～午後4時45分  
 ところ 福祉サービスセンター  
 問合せ 福祉課福祉G(内線151)

### ●子育て相談 (訪問相談可)

とき 毎月第2木曜日 午前10時～午後4時45分  
 ところ 福祉サービスセンター  
 問合せ 福祉課福祉G(内線151)  
 西三河事務所健康福祉課 ☎27-2719  
 ●子育て相談 (訪問相談可)  
 とき 月～金曜日 午前8時30分～午後5時  
 土曜日 午前8時30分～正午  
 ところ 子育て支援センター

問合せ 子育て支援センター ☎62-8333

### ●こどもの相談

とき 毎月第2水曜日 午前10時～午後4時  
 ところ 福祉サービスセンター  
 問合せ 福祉課福祉G(内線151)

### ●身障者・知的障害者更生相談

とき 身障者 毎月第1・3木曜日  
 知的障害者 毎月第2・4木曜日  
 ともに午前10時～正午  
 ところ つどいの家相談室  
 問合せ つどいの家 ☎63-2941

### ●身体・知的・精神障害者相談

とき 毎週火曜日 午前9時～午後4時  
 ところ つどいの家相談室  
 相談員 社会福祉法人 愛恵協会職員  
 そのほか ご家庭への訪問相談もいたします。(要予約)

### ●精神保健福祉 (心の病、心の健康) 相談 (予約制)

とき 毎月第3木曜日 午後2時～4時  
 ところ 西尾保健所  
 問合せ 西尾保健所地域保健課  
 ☎0563-56-5241

### ●精神保健福祉 (心の病、心の健康) 相談 (予約制)

とき 毎月第3木曜日 午後2時～4時  
 ところ 西尾保健所  
 問合せ 西尾保健所地域保健課  
 ☎0563-56-5241

幸田町役場 ☎62-1111(代)  
 FAX63-5139

## お知らせ

### 西三河農業共済組合 4月1日から事業開始

平成3年以来、幸田町および岡崎市の農業共済を担ってきた岡崎額田地区広域事務組合が、西三河8市5町を対象区域とする西三河農業共済組合に再編合併されます。

本所 安城市上条町経根19番地1  
 ☎0566-77-3220

\*岡崎額田・衣浦東部・西尾幡豆地区の家畜共済以外の事業

西尾幡豆出張所 吉良町大字岡山字大岩山65番地 ☎0563-34-8053

\*上記3地区の家畜共済事業および西尾幡豆地区の建物共済事業

豊田三好出張所 豊田市小坂本町1丁目51 ☎0565-37-3336

\*豊田市・三好町の全事業  
 問合せ 岡崎額田地区広域事務組合  
 ☎26-2254 (3月31日まで)

### 介護保険被保険者証 交付説明会を行います

満65歳になられると介護保険の第1号被保険者となりますので、被保険者証を交付し、介護保険制度

の説明を行います。

とき 3月28日(金) 午前10時～11時  
 ところ 保健センター 視聴覚室

対象者 昭和18年4月2日から同年5月1日生まれのかた

持ち物 筆記用具 \*介護保険料の口座振替を希望される場合は、預金通帳と届出印をご持参ください。

問合せ 福祉課介護保険G(内線155)

### 献血にご協力を

とき 3月24日(月) 午前10時～11時30分、午後1時～3時30分

ところ 幸田町役場 玄関ロビー  
 問合せ 日本赤十字社幸田町分区  
 ☎62-7171

## 寄付・義援金

寄付ありがとうございます(敬称略)

幸田町へ

▶ソニーEMCS幸田テック  
 テレビ1台、カメラ1台

義援金のご協力ありがとうございます(敬称略)

日本赤十字社幸田町分区へ

▶NHK海外たすけあい義援金  
 15,000円

## 給食の献立紹介



3月6日(木)

### 焼肉サラダ(5人分)

材料	分量	材料	分量
豚もも肉	100g	ドレッシング	
酒	小さじ1	葉ねぎ	15g
しょうゆ	小さじ1	しょうゆ	大さじ1
もやし	90g	三温糖	大さじ1/2
キャベツ	120g	いりごま	小さじ1
ほうれん草	90g	焼肉のたれ	大さじ1
		ごま油	小さじ1

問合せ 幸田町学校給食センター  
 ☎62-6681

### 作り方

- ①Aの調味料を合わせ、一度煮てから冷ましておく。
- ②キャベツは5mmの短冊、ほうれん草は2cm幅に切る。キャベツ、ほうれん草、もやしをゆでて水で冷まし、水気をしぼっておく。
- ③豚もも肉は1cm幅に切り、酒・しょうゆで下味をつけ、フライパンで炒める。
- ④野菜と肉を混ぜ合わせ、器にもる。
- ⑤ドレッシングを上からかける。

## 人口動態(H20.2.1現在)

総人口 36,862人(前月比+48人)  
 内 男 18,566人 女 18,296人  
 世帯数 12,643戸(前月比+31戸)

### 1月中の異動

出生 36人(男19人女17人)  
 死亡 15人(男8人女7人)  
 転入 154人(男91人女63人)  
 転出 127人(男69人女58人)

## 戸籍異動(1月届出分(順不同・敬称略))

おめでとございます	出生児	保護者	区
小林 沙奈	雅樹	横落	
原 敬太	進二	岩堀	
北方 和	貴	鷺田	
鈴木 蓮央	誉	岩堀	
大竹 悠介	晃市	大草	
只野 清太	清孝	市場	
小粥 翔太	健司	鷺田	
松谷 凜士	和史	大草	
藤原 琉聖	憲一	岩堀	
浅井 秀羽	和久	市場	
林田 薫奈	直也	芦谷	
濱田 彩葉	幸治	鷺田	
加藤 莉愛	瑞穂	岩堀	
福田 天武	敏美	岩堀	
柴田 蒼依	圭	桜坂	
廣中 ののか	孝行	横落	
岩瀬 柚月	洋三	上六栗	
足立 望	翔	芦谷	
春日井 祐来	幸弘	逆川	
近藤 千颯	貞裕	芦谷	
伴 柚葉	尚之	岩堀	
鈴木 隆介	克弥	芦谷	
藏園 遥	貞治	海谷	
前田 脩介	正司	鷺田	
鳥居 泰成	賢	岩堀	
大須賀 咲紀	靖英	鷺田	

おくやみ申し上げます

死亡者	年齢	世帯主	区
若林千代子	85	若林 茂吉	市場
山本 きよ	87	山本 健一	坂崎
稲吉 はな	92	稲吉 茂之	市場
稲吉きみ子	79	稲吉 光信	逆川
浅井 正雄	81	浅井 あさ	岩堀
鈴木 信男	84	鈴木 範昭	久保田
柴田 モト	92	柴田 政光	野場
林 伊三郎	77	林 幸子	坂崎
夏目 イマ	76	夏目 正	幸田

\*プライバシー保護のため、希望者のみ掲載しています。掲載希望のかたは、届出時に住民課にお申し出下さい。

## 講座

### 農業ふれあい講座を開講します

幸田町では、将来農業を始めたいかた、農業のお手伝いをしたいとお考えのかたを対象に農業講座を開催します。幸田町の特産物である筆柿の年間栽培・稲作体験を通じて農業を始めるきっかけにしませんか？



**とき** 5月～12月 月1回程度  
水曜日午後からの開催を基本とします。

**内容** 幸田町の特産物を対象作物とした農業体験と技術の習得

**対象者** 将来就農をお考えのかた  
(幸田町または近隣市町村にお住まいのかた)

**定員** 30人 \*応募者多数時は抽選  
**参加費** 年間3,000円

\*傷害保険および教材費

**申込み** 3月28日(金)までに産業振興課農業振興G(内線262)へお申し込みください。

## イベント

### 自然観察会 山桜でお花見をしよう

春になると京ヶ峯では山桜がきれいに咲きます。京ヶ峯を歩きながら、春の自然を観察してみませんか。

**とき** 4月6日(日) 午前9時～午後2時 \*雨天中止

**集合場所** 中央公民館駐車場

**観察場所** 京ヶ峯

**対象者** どなたでも \*小学3年

生以下は保護者同伴  
**持ち物** 筆記用具、弁当、水筒、タオル、帽子、雨具、動きやすい格好  
**申込み** 4月3日(木)までに環境課環境保全G(内線271)へお申し込みください。

### 幸田文化協会 春の文化展

- 盆栽**  
4月5日(土)、6日(日)
- フラワーアレンジメント**  
4月12日(土)、13日(日)
- 表装・着付**  
4月15日(火)～20日(日)
- 俳句・短歌**  
4月22日(火)～27日(日)
- 全国和紙ちぎり絵**  
4月29日(火)～5月6日(火)
- 茶・華道部**  
5月17日(土)、18日(日)
- 書道**  
5月20日(火)～25日(日)
- 手芸**  
5月27日(火)～6月1日(日)
- 陶芸**  
6月3日(火)～8日(日)
- 絵画・日本画・油絵**  
6月10日(火)～15日(日)
- 写真**  
6月17日(火)～22日(日)
- 紙画研究会ちぎり絵**  
6月24日(火)～29日(日)

**時間** 午前9時～午後5時  
\*最終日のみ午後4時まで  
**ところ** 図書館ギャラリー  
**問合せ** 幸田文化協会 ☎63-5688



## 制度

### 4月から高額医療・高額介護合算制度が始まります

現在、医療費や介護費用の自己負担額がそれぞれ一定の限度額(月額)を超えたとき、医療保険からは高額療養費として、介護保険からは高額介護サービス費として別々に支給しています。平成20年4月からは、その支給後、両方を合計した自己負担額が新たに定められた限度額(年額)を超えた場合、申請により、その超えた分がさらに支給されます。

最初の申請は、合算対象計算期間が終わる平成21年8月以降となります。詳しくは、追ってお知らせします。

**問合せ** 福祉課介護保険G(内線155)、住民課国保年金G(内線

135)、住民課医療G(内線138)

## 試験

### 危険物取扱者試験を開催します

**試験日** 4月27日(日)  
**試験種類** 乙種全類・丙種  
**試験会場** 名古屋市内  
**願書受付** 3月24日(月)から4月1日(火)までに(財)消防試験研究センター愛知県支部へ郵送または持参してください。  
**そのほか** 試験案内書および受験願書は、消防署にあります。  
**問合せ** 消防課予防防災G ☎63-0119

## お知らせ

### 詐欺被害発生中!

交通事故にあって大金を振り込まなければならぬ孫や、仕事に失敗し、それを黙っている代わりに大金を振り込ませるような振り込み詐欺の他に、最近では、以下のような事例があります。

#### 【事例1】

国税局の職員を装って「税金を納めすぎですから返します。」とウソをつき、指示してATMを操作させ、通帳から現金をだまし取る手口

#### 【事例2】

地上波デジタル放送に関連して、設定や工事といいながら高額な代金を請求する手口

#### 被害にあわないためのポイント

まず確認をすることが大切です。怪しいと思ったら、免許証や社員証(従業員証)の提示などで確認を求めましょう。それでも怪しいと思ったら、問い合わせることも必要です。

**問合せ** 西三河県民生活プラザ ☎27-0999

## 審議会等委員の公募について

幸田町では、法令や条例に基づく各種審議会等の委員の一部のかたを公募により募集しています。幅広い意見を集約し、開かれた町政を目指していくため、たくさんのかたに応募していただきたいと思ひます。

### 1 委員を公募する審議会等名称および募集内容

審議会等の名称	募集人数	任期	内容	担当窓口
行財政改善調査会	2人	3年	行財政の改善、推進についての調査および審議	総務防災課人事秘書G(内線323)
総合計画審議会	1人	1年	将来のまちづくりに関する審議	企画政策課政策G(内線342)
高齢者保健福祉計画等推進委員会	2人	1年	保健福祉計画および第4期介護保険事業計画の策定	福祉課介護保険G(内線156)
農業振興地域整備促進審議会	2人	2年	農業振興地域整備計画の策定・見直しなどの審議	産業振興課農業振興G(内線267)
食育推進会議	2人	1年	食育推進計画の作成およびその実施の推進	産業振興課農業振興G(内線261)
都市計画審議会	2人	1年	町の都市計画に関して必要な事項の調査および審議	都市計画課計画整備G(内線231)

### 2 応募要領

■**資格** 町内在住の選挙権を有する20歳以上のかた(平成20年1月1日現在)で、納税が滞っていないかた。ただし、各種審議会などの設置趣旨に反し、特別に行政との利害関係にあるかたは除きます。また、審議会の現職委員およびほかの審議会などの公募による委嘱委員のかたは、応募できません。

■**方法** 応募する審議会の名称を明記の上、審議会への参画を希望される理由を200字程度のレポート(様式に指定はありません)にまとめ、住所・氏名・年齢・職業・電話番号を記入の上、下記の申し込み先へ郵送(締切日消印有効)・FAX・Eメールあるいは持参のいずれかの方法で提出してください。

■**決定方法** 応募いただいたかたについては、町の定める選考基準に基づき、選考会において審議の上決定します。

■**申込み** 3月21日(金)午後5時までに下記へお申し込みください。  
〒444-0192 幸田町役場 総務部総務防災課人事秘書G(内線323)  
FAX 63-5139 Eメール soumu@town.kota.lg.jp

■**問合せ** 総務防災課人事秘書G(内線323)もしくは、各担当窓口へお問い合わせください。

## 町営住宅入居者を募集します

### 住宅名および募集戸数

1. 神山住宅D棟 1戸  
(平成2年度建設)
2. 深溝住宅 1戸  
(昭和61年度建設)

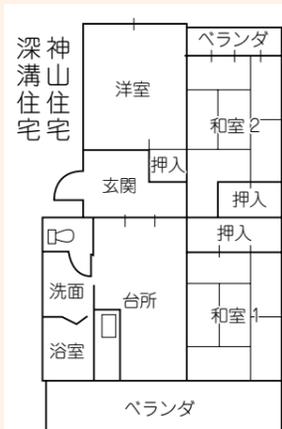
**家賃** 2万4,200円～4万3,300円

**申込資格** 住宅に困窮していることが明らかこと/収入基準に適合していること/市町村民税を滞納していないことなど

**受付期間** 3月6日(木)～13日(木)  
\*応募者多数時は抽選

**入居予定** 平成20年4月上旬

**問合せ** 都市計画課建築G(内線232)



# 情報 あらかると

## 今月の税金と料金納付

- 上下水道使用料……………1・2月分
- 保育料……………3月分
- 町営住宅家賃……………3月分
- 児童クラブ育成料……………2月分

\*納入期限……………3月25日(火)

### 便利な口座振替の利用を!

(申請は税務課または町内金融機関で)

## 1月の事故・犯罪状況

### 事故

	人数	累計[1月]
死亡	0	0
重傷	0	0

### 犯罪

	件数	累計[1月]
侵入盗	11	11
車両盗	4	4
その他	8	8
合計	23	23

## 1月の火災・救急件数

### 火災

	件数	累計[1月]
建物	1	1
林野	0	0
その他	0	0
合計	1	1

### 救急

	件数	累計[1月]
急病	63	63
交通	15	15
その他	21	21
合計	99	99

## キッズ

### 春だよ! わくわくあそびランドにおいでよ

ほかほかの春がやってきました。戸外で体を動かして親子でのびのび遊びましょう。

**とき** 4月15日(火) 午前10時～11時  
\*雨天の場合は4月17日(木)に順延(防災無線で連絡します)

**ところ** 幸田町民会館 芝生広場(屋外ステージ)

**内容** 体操、手遊び、お話

**対象者** 町内在住で入園前の乳幼児とその親

**参加費** 無料

**申込み** 当日会場で受け付けします。

**その他** 動きやすい服装で来てください。

**問合せ** 菱池子育て支援センター ☎62-8333

## スポーツ

### 幸田町中央公園多目的グラウンドの利用停止について

幸田中央公園多目的グラウンドは、芝生育成のため、平成20年4月1日から6月30日ごろまで利用できません。期間中皆様にご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

**問合せ** 都市計画課計画整備G (内線231)

### 大日蔭グラウンド・ゴルフ場の利用について

平成20年4月からの利用については、以下のとおりとなります。

・3コース(東・中・西)にホールを常設します。1コースは自由利用コースとし、2コースは専用利用コースとします。ただし、専用利用されていないときは自由に利用できます。3月には場

内の掲示板にコース設定表を張り出します。

・専用利用ができるのは30人以上の団体とします。(今までは50人以上)

・芝の目土掛けを5月12日(月)から1面毎に行なう予定をしております。目土掛けをすべてのコースに終了するまでの間は、2コースでの利用となります。

・芝の管理運営上、プレー中も芝刈りなどをするもあります。皆様のご理解とご協力をお願いします。

**問合せ** 生涯学習課スポーツG (内線434)

### 春休み柔道・少林寺拳法教室に参加しよう

#### ●柔道

**とき** 3月26日(水)～3月30日(日)までの5日間 午後7時30分～9時 \*ただし、26日は午後7時～8時30分

**ところ** 南部中学校 柔道場

\*29日(土)は北部中学校柔道場

**参加資格** 町内の園児(年少以上)と小学校1～6年生および中学生

#### ●少林寺拳法

**とき** 3月21日(金)、23日(日)、28日(金)、30日(日)、4月4日(金)、金曜日は午後7時30分～8時30分、日曜日は午後6時～7時30分

**ところ** 幸田中学校 武道場

**参加資格** 町内の園児(年中以上)と小学校1～6年生および中学生

**参加費** いずれも1,000円

**定員** いずれも30人 \*先着順(ただし、受講生が10人未満の場合は開講しません。)

#### その他

- ・柔道着の購入希望者(4,000円程度)と貸し出し希望者(無料)は申し込み時にお申し出ください。
- ・来年度より剣道教室を実施する予定です。

**申込み** 3月3日(月)から14日(金)までに生涯学習課スポーツG(内線434)へお申し込みください。申し込みには印鑑が必要です。

### 硬式テニスナイター教室に参加してみませんか

**とき** 4月5日(土)～毎週土曜日 全8回 午後6時30分～8時 \*雨天順延

**ところ** 豊坂テニスコート

**対象者** 町内在住または在勤者で高校生以上のかた

\*おもに初心者対象

**定員** 30人 \*先着順

(ただし、受講生が10人未満の場合は開講しません。)

**参加費** 2,000円

**申込み** 3月7日(金)から21日(金)までに、生涯学習課スポーツG(内線434)へお申し込みください。

### 幸田発見ウォークに参加しよう

日頃住んでいる幸田町を歩いてみて、今まで知らなかった新しい幸田を発見してみませんか?

**とき** 4月19日(土) 午前9時～

\*受付は午前8時30分～50分

**集合場所** 幸田中央公園 西側芝生広場 \*駐車場は役場南側駐車場をご利用ください。

**対象者** 健康なかたならどなたでも \*小学生3年生以下のかたは保護者の同伴が必要です。

**コース** 約12km  
幸田中央公園→永野公園→永野神社→野場農村公園→幸田中央公園

**申込み** 4月16日(水)までに生涯学習課スポーツG(内線434)へお申し込みください。

## 税

### 固定資産の縦覧ができます

**とき** 4月1日(火)～30日(水)

午前8時30分～午後5時

\*土・日、祝日は除きます。

**ところ** 役場1階税務課閲覧コーナー

**縦覧できるかた** 土地価格等縦覧帳簿:土地の固定資産税の納税者本人/家屋価格等縦覧帳簿:

### 軽自動車・バイクなどの届け出を忘れずに

軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されます。バイクや軽自動車などを廃車・譲渡した場合、次の機関への届け出が必要です。3月末までに届け出がないと、平成20年度分が課税されます。届け出はできるだけ早くお済ませください。また、届け出を他人に委任した場合は再度ご確認ください。



車の種類	届け出先
原動機付自転車(125cc以下のバイク)、小型特殊自動車(トラクター・フォークリフトなど)	幸田町役場税務課(1階7番窓口) 内線161・162
軽二輪車(125ccを超え、250cc以下のバイク)	軽自動車協会三河分室(岡崎市江口町3丁目5番地2) ☎53-5351
軽自動車	軽自動車検査協会(岡崎市江口町3丁目5番地1) ☎53-5144
二輪の小型自動車(250ccを超えるバイク)	愛知運輸支局西三河自動車検査登録事務所(豊田市若林西町西葉山46番地) ☎050-5540-2047

**問合せ** 税務課町民税G 内線161・162

幸田町役場 ☎62-1111(代)  
FAX63-5139

家屋の固定資産税の納税者本人 \*ともに代理人の場合は、同意書または委任状が必要です。

**縦覧に必要なもの** 本人確認書類(運転免許証など)

**その他** 課税明細書は、3月中旬ごろに発送を予定しています。\*固定資産税の発生しないかたへは発送されません。

なお、平成20年度の固定資産税・都市計画税納税通知書の発送は4月中旬ごろ、第1期分の納期限は4月30日を予定しています。

**問合せ** 税務課資産税G (内線163・164)

## 相談

### 「ねんきん特別便」についてご相談を受けます

「ねんきん特別便」には、被保険者および年金受給者の皆様の、作成時点での年金加入記録を記載した「年金記録のお知らせ」などが入っています。お手元に届きましたら、記載されている記録をよく確認していただき、訂正がない場合には「確認はがき」を、訂正がある場合には「年金加入記録照会票」を必ず提出していただきますよう、ご協力をお願いします。

この「ねんきん特別便」についてのご相談は、以下のとおり受けますので、ぜひご利用ください。

**とき** 3月10日(月)

午前10時30分～午後4時

**ところ** 役場4階 401会議室

**持ち物** 「ねんきん特別便」、年金証書、認印 \*代理のかたがお越しになる場合は、委任状と代理のかたの本人確認ができるもの(運転免許証など)が必要となります。(委任状は町ホームページからダウンロードできます。)

**問合せ** 岡崎社会保険事務所 ☎23-2511、ねんきん特別便専用ダイヤル ☎0570-058-555、住民課国保年金G 内線135・136